

仙台市にお住まいの方へ

1か月児健康診査の 費用を助成します

対象者



＊仙台市に住所のある

令和7年10月1日以降に生まれたお子さんが対象です

＊出生日を0日目として、生後28日目から41日目までが標準的な受診期間です
(※受診は生後2か月になる前まで可能です)

助成額



6,000円

※助成額を超えた分は、自己負担になります

受診方法



＊宮城県内の登録医療機関を受診してください

＊母子健康手帳、仙台市母子健康手帳別冊(妊産婦編)を医療機関にお持ちください

＊里帰り出産等により宮城県外の医療機関を受診した方は、申請により費用助成が受けられます



詳しくは仙台市ホームページをご覧ください

○受診時にお持ちいただくもの
○県外の医療機関を受診する場合

○受診可能な医療機関
など詳細を掲載しています



お問い合わせ先

お住まいを管轄する区役所家庭健康課または総合支所保健福祉課

青葉区家庭健康課	(代)022-225-7211	太白区家庭健康課	(代)022-247-1111
青葉区宮城総合支所保健福祉課	(代)022-392-2111	太白区秋保総合支所保健福祉課	(代)022-399-2111
宮城野区家庭健康課	(代)022-291-2111	泉区家庭健康課	(代)022-372-3111
若林区家庭健康課	(代)022-282-1111	こども若者局 こども家庭保健課	022-214-8606